

# 児童発達支援センター

## 基本方針

児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

## サービスの概要

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## 人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	嘱託医	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 主として知的障害のある児童を通わせるもの。 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者。 <input type="checkbox"/> 主として難聴児を通わせるもの。 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者。 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせるもの。 <input type="checkbox"/> 内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者。
		児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上。 <input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。
		栄養士	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。
		調理員	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
		児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		機能訓練担当職員	<input type="checkbox"/> 機能訓練を行う場合に配置。 <input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
		【主として難聴児を通わせる場合】	
		言語聴覚士	<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上。 <input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
		機能訓練担当職員	<input type="checkbox"/> 機能訓練を行う場合に配置。 <input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

人員基準		【主として重症心身障害児を通わせる場合】
	従業者	看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師) <input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
		機能訓練担当職員 <input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
	<input type="checkbox"/> 嘱託医を除いて、上記の従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	
	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	指導訓練室	<input type="checkbox"/> 定員 おおむね10人。 <input type="checkbox"/> 床面積 障害児1人当たり 2.47㎡以上。 <input type="checkbox"/> 主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く。
	遊戯室	<input type="checkbox"/> 床面積 障害児1人当たり 1.65㎡以上。 <input type="checkbox"/> 主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く。 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる。
	屋外遊戯場、医務室、相談室	<input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる場合は設けないことができる。
	調理室、便所	
	静養室	<input type="checkbox"/> 主として知的障害のある児童を通わせる場合。
	聴力検査室	<input type="checkbox"/> 主として難聴児を通わせる場合。
	支援の提供に必要な設備及び備品等	<input type="checkbox"/> 上記の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 定員 10人以上。 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる場合 定員 5人以上。

## そ の 他

運営に関する基準 (一部抜粋)	<input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
--------------------	--

